

菊川町まちづくり株式会社定款

平成18年5月29日 変 更

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、菊川町まちづくり株式会社と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 農産物、畜産物、水産物、椎茸等林産品の加工及び販売
2. レストラン、食堂、喫茶店の経営
3. 観光用土産物の販売
4. 観光案内及び宣伝広告業務
5. 米、たばこ、酒類及び食料品等の販売並びにこれらの自動販売機による販売
6. 菊川町総合交流ターミナルの管理受託業務及び貸店舗、不動産の賃貸業務
7. 公共施設管理運営業務の受託
8. 宿泊施設の管理運営業務
9. 農作業の代行、請負、受委託
10. 葉書、郵便切手の販売及び印紙等の売りさばき
11. 各種イベントのチケット販売
12. 河川の入漁料の取扱い業務代行
13. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を山口県下関市に置く。



(機関構成)

第4条 当社は、取締役会及び監査役を置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1400株とする。

(株券の発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行する。

(株券の種類)

第8条 当社の発行する株券は、1株券、10株券の2種類とする。

(株式の譲渡制限)

第9条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第10条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第11条 当社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）を引き受ける者の募集において、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項の決定は、取締役会の決議によって行う。



(株主名簿記載事項の記載の請求)

第12条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第13条 当会社の株式につき質権の登録を請求するには、当会社所定の書式による請求書に設定者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第14条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

② 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による株券喪失登録申請書に署名又は記名押印し、これに必要書類を添えて提出しなければならない。

(株式取扱規程)

第15条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第16条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行等、吸収合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した



者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株主総会

(招 集)

第17条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第18条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

(株主総会の開催地)

第19条 株主総会は、本店の所在地又はその隣接地において開催する。ただし、議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、その他の地において開催することができる。

(議 長)

第20条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障が



あるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第21条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第22条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第23条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第24条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

(取締役及び監査役の員数)

第25条 当会社の取締役は5名以内とし、監査役は2名以内とする。



(取締役及び監査役の選任並びに解任の方法)

第26条 当社の取締役及び監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。
- ③ 取締役及び監査役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(取締役及び監査役の任期)

第27条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。
- ③ 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ④ 任期満了前に退任した監査役の補欠として、選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第28条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって取締役の中から社長1名を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(業務執行)

第29条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

- ② 社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役会の招集通知)

第30条 取締役会は、社長が招集し、会日の3日前までに各取締役に対して招集通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

(取締役会の決議)

第31条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第32条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第33条 取締役会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(取締役及び監査役の報酬等)

第34条 取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の権限の範囲)

第35条 当会社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限る。

第5章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第37条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(中間配当)

第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第39条 剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

平成18年5月29日 変更

平成18年5月29日 改製

これは当社の定款の写しに相違ありません。

平成18年6月28日

山口県下関市菊川町大字上岡枝766番地の1

菊川町まちづくり株式会社

代表取締役 林 哲也



菊川町まちづくり株式会社 役員名簿

平成24年8月1日現在

役職名	氏名	備考 〔所属団体役職名〕	勤務形態
1 代表取締役	杉井 幸太郎	下関市商工会会長	非常勤
2 専務取締役	下田 賢吾	下関市役所菊川総合支所長	非常勤
3 取締役	木本 強 慈	下関農業協同組合代表理事専務理事	非常勤
4 取締役	山野 進	下関農業協同組合代表理事	非常勤
5 監査役	服部 太一朗	下関市商工会理事	非常勤
6 監査役	倉田 昌典	下関市役所菊川総合支所地域政策課長	非常勤
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			

平成23年度 経営状況報告書

自 平成23年4月 1日
至 平成24年3月31日

菊川町まちづくり株式会社

菊川町まちづくり株式会社事業報告書

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

1 会社の状況に関する事項

(1) 事業の経過及びその結果

昨年3月11日に発生した東日本大震災は、人々の心と日本経済に甚大な打撃を与えました。今後も災害復興に莫大な投資が必要となり我が国経済の立て直しが急務となっています。

更に、長引く円高基調が我が国経済の更なる低迷と国民の生活不安が拍車をかけたままで消費者の購買意欲に大きく影響しているようです。

「道の駅きくがわ」は山口県下7番目の道の駅として平成9年に認定を受け15年を経過しました。

当初、下関市唯一の道の駅と交通アクセスの利便性に加え、隣接して地元野菜を中心とした小日本ふるさと市(100円市場)との相乗効果により多くの人出で賑わってまいりました。

しかしながら、近年は施設内の手狭さと老朽化に加え、近隣の斬新な道の駅に押され気味で、予測された営業収益低下に歯止めがかからず、施設改善も計画実現への具体的展望が見られないままとなっています。

「道の駅きくがわ」の指定管理者である菊川町まちづくり株式会社は、当初よりテナント方式で特産品・食堂・パン部門それぞれに受託者へ利用承認を与え、定期的運営会議を重ね、道の駅としての一体的な運営に努めています。

そうした中、平成23年度の客数・売上数値は次のとおりとなりました。

全体の売上高211,494千円(昨年対比94.9%)、利用客202千人(昨年対比96.0%)、客単価1,049円(昨年対比98.9%)となり、売上高、利用客とも前年度を下回りました。

テナント別売上高は、特産品コーナー144,042千円(前年度比94.9%)、レストラン62,142千円(前年度比95.3%)、パンコーナー5,310千円(前年度比91.5%)で、いずれも前年度を下回りました。

主な理由は、店内や食堂が斬新さに欠けお客の購買意欲の取組みに対応できていないことで客足や売上にかかなりの影響があったと思われます。

そんな中、平成24年1月より特産品売場利用者の交代、3月よりパンコーナー利用者の交代がありました。当初は不慣れな取組みによる一時的な品揃えの不足等も少々影響したようです。

しかし、新たな若手の人材によって新たな試みがされつつあり、売場品揃えも整いつつあり、今後に向けては徐々ではありますが回復の兆しが見えております。

今後は売場改装・品揃え見直しやイベントによる新たな集客への対応など、利用客ニーズを認識した新たな対応を検討しております。

管理面では、施設の随所に要修理改善箇所・什器破損等経費発生がみられ管理コストの増大が懸念されていますが、本来の三つのテナント揃い踏みを果たしたことで今後の売上高伸長による受託収入の拡大が図れるよう努力を続けてまいります。

また、下関市道の駅連絡協議会を活用した下関市内の3道の駅の定期的な会

合を通じ、共同企画も順次取り入れていくなど地域全体の流入客、店舗利用客の確保にも一役を担ってまいり所存です。

(2) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

	第13期	第14期	第15期	第16期
	平成20年4月 ～ 平成21年3月	平成21年4月 ～ 平成22年3月	平成22年4月 ～ 平成23年3月	平成23年4月 ～ 平成24年3月
営業利益	702	165	1,086	△647
経常利益	757	257	1,103	△639
当期純利益	323	142	530	△813
総資産	27,191	27,184	28,138	27,440

(3) 従業員の状況 (平成24年3月31日現在)

区分	職員	パート	計
男性	1		1人
女性		3	3人
合計	1	3	4人

2 会社の株式に関する事項 (平成24年3月31日現在)

- (1) 発行済株式の総数 350株
 (2) 株主数 3名
 (3) 株主

株主名	持株数	持株比率
下関市	200	57.14%
下関農業協同組合	100	28.57%
下関市商工会	50	14.29%

3 取締役及び監査役の状況 (平成24年3月31日現在)

役職名	氏名	所属 (法人等の代表状況等)
代表取締役	杉井 幸太郎	下関市商工会 代表理事
専務取締役	藤永 太美登	下関市(菊川総合支所)総合支所長
取締役	木本 強 慈	下関農業協同組合 代表理事専務理事
取締役	山野 進	下関農業協同組合 理事
監査役	田村 隆	下関市商工会 理事
監査役	土山 泰三	下関市(菊川総合支所)地域政策課長

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位:円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	23,305,099	I 流動負債	1,174,017
現 金	46,570	未 払 金	492,046
普通預金	11,935,954	未払法人税	182,500
定期預金	10,000,000	未払消費税	426,100
売掛金	1,330,475	預り金	73,371
貸倒引当金	△ 7,900		
II 固定資産	4,134,819		
有形固定資産	4,129,819	負債合計	1,174,017
建 物	3,853,380	資本の部	
器具備品	276,439	I 資本金	17,500,000
無形固定資産	0	II 法定準備金	0
投資等	5,000	III 剰余金	8,765,901
出資金	5,000	前期繰越利益	9,579,225
		当期利益	△ 813,324
III 繰延資産	0	資本合計	26,265,901
資産合計	27,439,918	負債・資本合計	27,439,918

損 益 計 算 書

〔平成23年4月1日～平成24年3月31日〕

(単位:円)

科 目		決 算 額		
営 業 損 益 の 部	利用料・受取受託収入		17,897,108	
	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	租 税 公 課	440,791	消費税・印紙代・利子税
		荷 造 運 賃	0	
		水 道 光 熱 費	1,771,551	
		旅 費 交 通 費	476,234	通勤手当・旅費
		通 信 費	244,568	
		広 告 宣 伝 費	567,839	
		接 待 交 際 費	10,000	渉外費
		損 害 保 険 料	7,670	
		修 繕 費	821,750	
		消 耗 品 費	1,143,190	
		減 価 償 却 費	521,110	
		法 定 福 利 費	859,837	社会保険料・労働保険料
		福 利 厚 生 費	158,530	退職金共済掛金等
		給 料 賃 金	8,256,735	
		地 代 家 賃	0	
		支 払 手 数 料	1,354,634	
		諸 会 費	88,000	
		会 議 費	76,200	総会・役員会経費
		負 担 金	50,000	特産品出荷協議会助成金
		リ ー ス 料	537,469	
	貸 倒 引 当 金 繰 入	7,900		
	雑 費	1,150,108		
	計		18,544,116	
営 業 利 益		△ 647,008		
営 業 外 損 益 の 部	営 業 外 収 益	受 取 利 息	6,724	
		雑 収 入	1,260	
		計	7,984	
営 業 外 費 用	営 業 外 費 用			
		計	0	
経 常 利 益		△ 639,024		
特 別 損 益 の 部	特 別 利 益	引 当 金 繰 戻 益	8,200	
		計	8,200	
	特 別 損 失	特 別 損 失		
計			0	
税 引 前 当 期 利 益		△ 630,824		
法 人 税 等 充 当 額		182,500		
当 期 利 益		△ 813,324		
前 期 繰 越 利 益		9,579,225		
当 期 末 処 分 利 益		8,765,901		

財 産 目 録

(平成24年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1.流動資産			
現金預金			
現金手許有高	46,570		
普通預金			
JA下関 菊川町支所	11,884,238		
山口銀行田部支店	51,716		
定期預金			
JA下関 菊川町支所	10,000,000		
売掛金	1,330,475		
仮払金	0		
立替金	0		
貸倒引当金	△ 7,900		
流動資産合計		23,305,099	
2.固定資産			
基本財産			
投資等			
出資金	5,000		
基本財産計	5,000		
その他固定資産			
有形固定資産			
建物	3,853,380		
工具・器具・備品	276,439		
無形固定資産			
ソフトウェア	0		
その他固定資産税計	4,129,819		
固定資産計		4,134,819	
資産合計			27,439,918
II 負債の部			
1.流動負債			
買掛金	0		
未払金	492,046		
預り金	73,371		
未払い消費税	426,100		
未払い法人税	182,500		
流動負債合計		1,174,017	
負債合計			1,174,017
正味財産			26,265,901

■利用料・受取受託収入内訳

内 訳	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
施設利用料	962,243	1,049,083	906,397	1,059,233	1,143,160	979,109	977,503	888,880	884,875	818,420	732,211	907,975	11,309,089
（レストラン）	471,040	475,150	400,285	452,116	497,955	435,055	435,001	396,089	384,638	408,241	376,690	441,409	5,173,669
（特産品等販売）	421,120	477,888	405,253	487,352	542,543	432,427	430,004	379,371	392,387	311,679	292,021	355,832	4,927,877
（パンコーナー）	70,083	71,045	65,859	69,765	72,662	66,627	67,498	63,420	62,850	23,500	23,500	60,734	717,543
（敷地広場）		25,000	35,000	50,000	30,000	45,000	45,000	50,000	45,000	75,000	40,000	50,000	490,000
バーコード売上 （日計表）	10,263	8,340	13,287	8,271	7,259	9,499	8,190	8,314	10,998	8,839	4,833	9,783	107,876
管理業務委託料 人材育成業務委託料		2,499,000					472,500	2,499,000				472,500	5,943,000
チケット販売手数料他	2,694	11,937	2,787	7,596	8,238	6,300	4,480	5,563	43,747	3,777	2,805	6,818	106,742
公衆電話利用料					5,050								5,050
イベント売上等	4,650	3,750				4,550	2,700	2,680					18,330
コピー代・Fax代	60	1,085	1,050	400	1,270	340	940	1,430	310	1,970	1,070	1,780	11,705
電気・水道料	8,068	8,068	207,568	107,068	8,068	8,068	8,068	8,068	8,068	8,068	8,068	8,068	395,316
計	987,978	3,581,263	1,131,089	1,182,568	1,173,045	1,007,866	1,474,381	3,413,935	947,998	841,074	748,987	1,406,924	17,897,108

監査意見書

平成24年5月16日 代表取締役から提出のありました平成23年度(第16期)決算報告書及びその他関係書類について詳細に監査いたしました。

その結果を次のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

監事は、役員会その他重要な会議に出席するほか、役員等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査しました。

また、会計帳簿等の調査を行い、事業報告書、貸借対照表及び損益計算書につき検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表及び損益計算書の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 役員職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

平成24年5月16日

菊川町まちづくり株式会社

監査役 田村

隆



監査役 土山 泰三



平成24年度 事業計画書

「道の駅きくがわ」は、平成9年のオープン以来16年目に突入いたしました。

多くのお客様にご利用いただき今日まで経過しましたが、発足当時と比べ近隣に大規模な道の駅が誕生する等取り巻く環境が大きく変化してきています。

販売・休憩施設である菊川総合交流ターミナルは、施設の老朽化が進んでいる上、狭隘のため店内の回遊性の悪さなど問題点も指摘されていますが、交通アクセスの利便性を生かし、小さくてもキラリと光るオンリーワンの道の駅を目指して、道の駅関係職員一体となった取組みを行います。

今年度は下記のとおり実行計画を立て、魅力ある道の駅を目指してまいります。

特に、今年度は地域との繋がりを再構築する取組みを目指します。

《実行計画》

- ① 定期的なアンケート調査による利用客ニーズの確認
- ② 売場レイアウトの改善等集客増加への対応
- ③ スタッフ強化とテナントとの定期的協議の継続
- ④ 分かりやすい、道の駅と地域の情報発信
- ⑤ 地域とつながりを深めるイベント等の実施
- ⑥ 下関市内3駅連携による地域全体の流入客への取組み

《主な行事計画》

4月～5月	観光いちご狩り受付業務
5月	15周年企画イベント、株主総会
6月	ソーメンの日イベント
7月	ソーメンまつり、菊川夏まつり
8月	ソーメン流し
10月	小日本ぶちうま鍋、収穫感謝イベント
11月	餅イベント、特産品出荷協議会総会・研修視察
12月	もちつきイベント
2月	道の駅きくがわ研修視察

損益見込書

〔平成24年4月1日～平成25年3月31日〕

(単位:千円)

科	目	見込額	摘要	
営業損益の部	利用料・受取受託料		15,992	
	販売費及び一般管理費	租税公課	395	消費税他
		荷造運賃	0	
		水道光熱費	1,550	
		旅費交通費	395	通勤手当・旅費
		通信費	300	
		広告宣伝費	400	
		接待交際費	20	慶弔費他
		修繕費	850	
		消耗品費	837	
		減価償却費	380	
		福利厚生費	720	共済掛金等
		法定福利費	150	社会保険料・労働保険料
		給料賃金	7,400	
		地代家賃	0	
		支払手数料	660	
		諸会費	80	
		会議費	70	総会・役員会経費
		負担金	50	特産品出荷者協議会
		リース料	416	事務機器他
貸倒引当金繰入	9			
	雑費	1,010		
	計	15,692		
	営業利益	300		
営業外損益の部	営業外収益	受取利息	7	
		雑収入	1	
		計	8	
	営業外費用			
計		0		
経常利益		308		
特別損益の部	特別利益	引当金繰戻益	8	
		計	8	
	特別損失			
		計	0	
税引前当期利益		316		
法人税等充当額		183		
当期利益		133		
前期繰越利益		8,765		
当期末処分利益		8,898		